

専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて

専門実践教育訓練の指定基準の見直しに係る論点

- 専門実践教育訓練が、より幅広い地域や職種、非正規雇用労働者、子育て女性等を含めたより幅広い対象者に活用されるよう、プログラムの充実が必要ではないか。
- 一方で、専門実践教育訓練の給付率が高く、中長期的キャリア形成の観点から成果発揮が期待されること等を踏まえると、対象とするプログラムの質の担保が重要ではないか。
- こうした中で、現在、文部科学省で検討されている「職業実践力育成プログラム」について、中長期的なキャリア形成に資するかどうかといった観点から検討を行った上で、一定の質を満たすものについて、専門実践教育訓練の対象としてはどうか。その際の具体の基準のあり方について、どう考えるべきか。
- このほか、現行制度においては対象とされていないプログラム等のうち、中長期的なキャリア形成に資すると考えられ、他の対象課程の類型と同等の水準を満たすものについて、新たに対象とすることを含めて検討する必要があるのではないか。その際の資格や講座の質を担保する具体の基準等について、まずは有識者等により専門的見地から検討を行い検討の枠組みや課題を整理する必要があるのではないか。

専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて(イメージ案)

1 指定基準の基本的な考え方

非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練

- 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
- その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練

2 訓練内容に関する基準

①課程レベル、②講座レベルの2段階で指定の可否を判断。

- (1) **業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程**(期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)
(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの
- (2) **職業実践専門課程**(期間は、2年)
(講座レベル) 就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの
- (3) **専門職大学院**(期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))
(講座レベル) 就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの



- (4) **職業実践力育成プログラム(正規課程及び履修証明プログラム)**
(期間は、2年以内かつ一定時間数以上。中長期的キャリア形成にするものに限る。)
(講座レベル) 他類型と同様の就職・在職率等を設定
- (5) (1)~(4)の類型と同等の水準を満たすものであつて、特に中長期的なキャリア形成に資すると考えられるもの
(具体的な基準等について、今後さらに検討が必要。)

「職業実践力育成プログラム」認定制度について(概要)

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や地域を高める機会を拡大するため、社会人向けのコース設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。

提言を受け、文部科学省「大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会」において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な学び直しプログラムを「職業実践力育成プログラム」として文部科学大臣が認定

【目的】

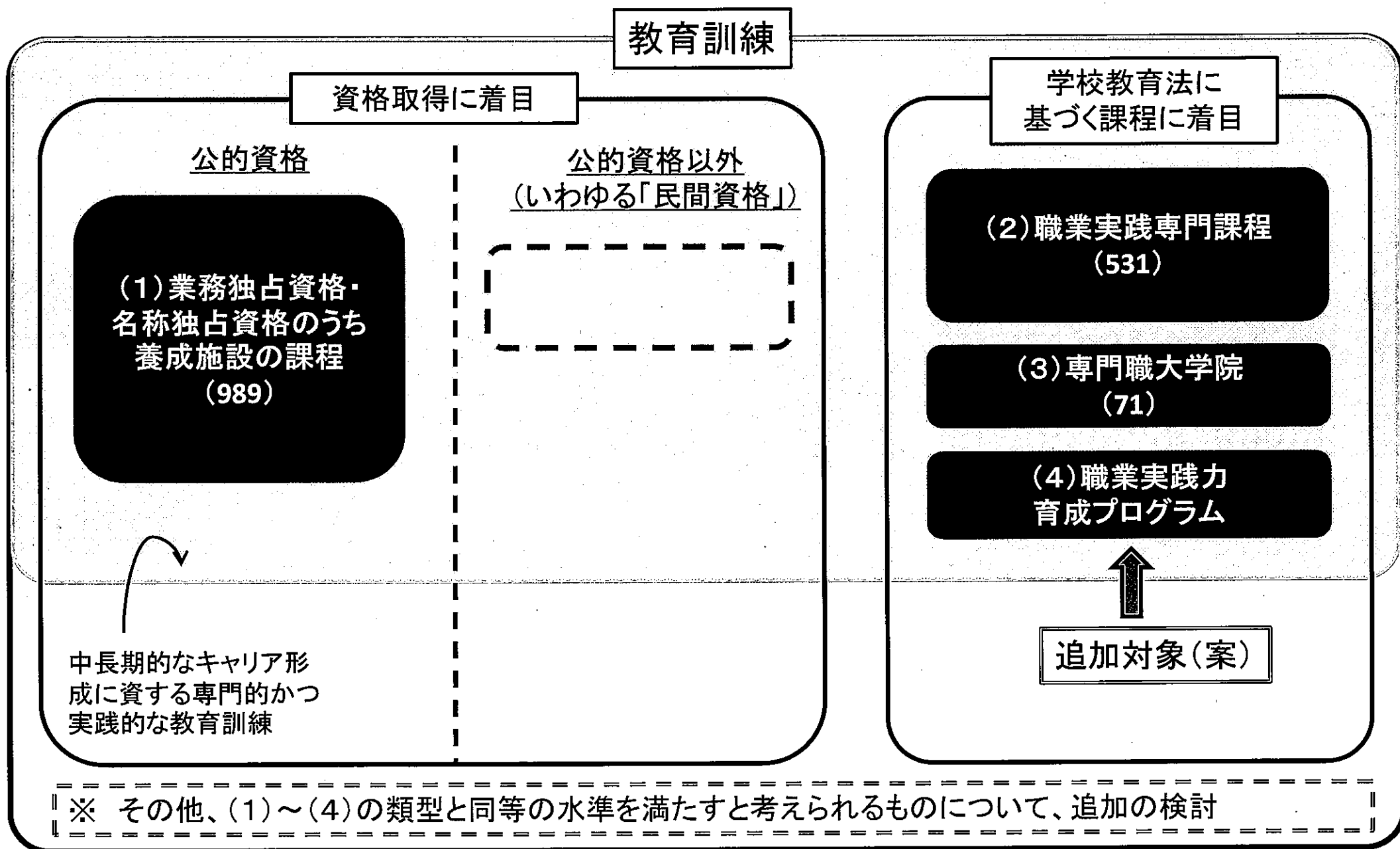
- ・ プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

要件設定(案)

- ・ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校における正規課程及び履修証明プログラム(120時間以上)
- ・ 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- ・ 対象となる職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得出来る教育課程
- ・ 総授業数の一定以上を以下のいくつかの教育方法による授業で占めている
 - ①実務家教員や実務家による授業
 - ②双方向若しくは多方向に行われる討論
 - ③実地での体験活動
 - ④企業等と連携した授業
- ・ 受講者の成績評価を実施
- ・ 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- ・ 週末開講等、社会人が受講しやすい工夫の整備

本プログラムの認定により①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

専門実践教育訓練の対象として追加を検討しているプログラムの位置付け(イメージ図)



注 ()の数字は27年4月時点の指定講座数。

具体の指定基準について(案)

職業実践力育成プログラム

課程レベルの要件

- 「日本再興戦略」改訂2015における「職業実践力育成プログラム」認定制度(中略)の実態も踏まえつつ、「専門実践教育訓練給付」の対象講座の在り方等について、仕事と両立しやすい多様で弾力的なプログラムも含め、社会人の職業実践能力の形成に真に効果的なものであるか等の観点から検討を行い、速やかに結論を得る」との方針を踏まえ、以下の要件を満たすプログラムを新たに対象としてはどうか。
 - ① 大学、大学院、短期大学又は高等専門学校における正規課程又は履修証明プログラムのうち、文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したものであること
 - ② 正規課程にあっては1年以上2年以内、履修証明プログラムにあっては120時間以上かつ2年以内であること
 - ③ 中長期的なキャリア形成に資するものとして職業能力開発局長が定める基準に該当すること

講座レベルの要件

- 大学院における正規課程にあっては訓練修了後の就職等の状況及び定員充足率の実績、それ以外の教育訓練にあっては訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものを対象としてはどうか。